

農業委員会だより

土岐市の農業

題字 土岐市長 加藤 淳司



発行/編集 土岐市農業委員会

農業用ため池に

ついて

農業用ため池とは

平成三十年七月の豪雨によって、各地で多くのため池の決壊が発生したことから、その後の豪雨や台風等に備え、国（農林水産省）が都道府県等と協力して、全国のため池の緊急点検を実施しました。

ため池は、農業用水の確保だけでなく、生物の生息・生育の場所の保全、地域の憩いの場の提供など、多面的な機能を有しています。また、降雨時には雨水を一時的にためる洪水調整機能や、土砂流失の防止などの役割を持つほか、地域の言い伝えや祭りなどの文化・伝統の発祥となっているものもあります。土岐市内の農業用ため池は四十余りを数えますが、その多くは、水利組合や集落などの受益者を主体とした組織によって管理されています。しかしながら、全国的な状況と同じく、農家戸数の減少や土地利用の変化から、管理及び監視体制の弱体化が懸念されています。

ため池版ハザードマップが

作成されました

近年、集中豪雨が頻発する傾向にあり、これに伴い土砂災害も増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、土岐市においても、補助事業を利用して、危険性の高いため池について、浸水想定区域図、いわゆる「ため池版ハザードマップ」を作成しました。

このハザードマップは、大雨や地震により異常な状態におかれ、ため池の堤体が決壊した場合を想定し、浸水する可能性のある区域を記載しています。この地図の浸水区域は、満水の水が溜まっているため池の堤体が決壊した場合の浸水深・到達時

間等を表示しています。浸水想定区域を把握し、ため池の異常を発見した場合や、市から避難勧告等が出されるなど、ため池による災害のおそれがあると分かった場合には、速やかに避難してください。

現在までに十八のハザードマップが作成され、土岐市ホームページに公開済みです。令和二年度に調査したものは、今後追加される予定です。

詳細については、土岐市ホームページ

<https://www.city.tokai.lg.jp/docs/12820.html>

をご覧ください。

なお、該当地域においては、地図の配布等を予定しています。

◆ 農業委員会活動日誌 ◆

令和 2 年

- 11/24 農地転用現地調査
- 11/27 第 12 回農業委員会総会
- 12/22 農地転用現地調査
- 12/25 第 13 回農業委員会総会

令和 3 年

- 1/26 農地転用現地調査
- 1/29 第 1 回農業委員会総会
- 2/22 農地転用現地調査
- 2/26 第 2 回農業委員会総会
- 3/23 農地転用現地調査
- 3/26 第 3 回農業委員会総会
- 4/27 農地転用現地調査 (予定)
- 4/30 第 4 回農業委員会総会 (予定)

●ご存知ですか？農地の売買や転用には、許可が必要です。

農地を耕作するために貸借・売買する場合は「利用権設定」「農地法 3 条の許可」、農地を宅地等に転用したり、転用するために所有権移転等する場合は、「農地法 4 条または 5 条の許可」が必要です。

農業委員の

雑記・雑感

新型コロナと農業

渡邊 和男

新型コロナウィルス感染対策として、会食を止めよ、外出を止めよ！と盛んに報道されている。そのため、最近ではテレビを見ることが多くなってしまった。新聞の番組表は、どの放送局も新型コロナウィルス関係である。後追い報道に少し別角度から見たものが多く、退屈である。

私はニュースと天気予報、その次にスポーツ番組が観光旅行の番組が好きで視聴している。NHKの秘境シリーズでは、地球誕生からの自然の力の大きさによって、想像を絶する規模で変化し、その現象の一部の景観を見せてくれた（ハワイの溶岩流出や、アンデスの虹色模様の稜線など）。また、中国の少数民族の生活様式の一部は、伝統的な方法が継承されており、自然が作る景観と、その自然とともに暮らす少数民族の知恵に釘付けになってしまった。

新型コロナウィルス感染は、夜の街で、酒を飲み、大声を出しているところから拡散しているようだ。自然を相手に生活している農業者から感染、発症したとの報道は聞いていない。感染症対策として、多くの人が田畑に出て、草取りから始め、自給自足の生活に移行していくことも、ひとつの方法ではないでしょうか。

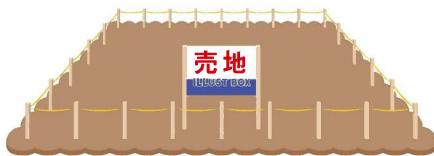


農地減少

石原 茂

年々、農地が減少しています。作付けのされていない休耕田や、一部しか作付けされない畑は、宅

地が変わっていつています。山間地域の休耕地は、太陽光発電施設になったりして、減少傾向です。自分の田んぼも、数年前から、イノシシの被害を被るようになり、電気柵を設置したり、トタンで囲ったりしましたが、どうにもイタチごっこです。あまりに被害が多くなってきたので、不本意でしたが、二年間、休耕しました。今年には減反して作付けする予定ですが、やはりイノシシ対策に手間が掛かりそうです。先祖からの農地を守って、こうと頑張っていますが、この先、何年続けられるのか分かりませんが、少しでも長く続けていきたいと思っています。



農業は明るい

水野 博晴

突然ですが、皆さんが家庭菜園をされて一番、失敗されるのが、連作障害だと思います。しかし、稲作の水耕栽培では連作障害はありません。これは、水の循環によって行うためだと思います。現在では、工場での野菜栽培は水のみを利用し、繰り返し栽培を行っています。

そういった野菜工場では、栽培の管理はすべてコンピューターで管理され、デジタル化されています。将来の農業は、やはりデジタル化が急務だと思います。

むかし、紀元前九世紀から四世紀ごろに、中央アジアにスキタイ民族がいました。彼らは、鉄の文明に優れ、鉄を利用して畑を耕す「スキ」をつくり、より効率よく、より深く耕すことができるようになったので、穀物の収穫が非常に多かつたようです。

やはり、なにかひとつの技術革新があると、未来を耕し、将来を明るくすることになると思います。

野菜作り

田中 恵子

昨年の夏に、野菜教室に参加し、はじめてニンジンを作りました。

ほ場準備・排水対策・土づくりなど、種を播く前に、いろいろとしなければならぬことがたくさんありました。

種を蒔いたあとの畑ですが、二週間たつても芽がまばらで、発芽は失敗のようです。もう一度、種を蒔いて様子を見ていましたが、何とか発芽が揃ってホッとしたものの、そのあとは天候との闘いでした。

発芽はしたものの、土の中のニンジンの姿はわかりません。収穫してビックリ、足が何本もある？まさに妖怪ニンジンです。



店頭にあるニンジンにはスマートで形もキレイなのに、どうしてでしょう。味は全く同じなのに・・・

いいえ、形は悪くても、新鮮で甘く、美味しいニンジンでした。

土づくりなど、まだまだ準備不足のようです。これからも挑戦は続きます。

無題

和田 孝美

泉地区を担当する農業委員に任命され、半年が過ぎました。

九月に行う農地パトロールも終わり、毎月輪番で担当する当番委員として他の地区を農地転用等で現地確認する機会もあって、いろいろな事由で転用申請が出されることもわかりました。

しかし、農業従事者の高齢化のため、農地の管理ができないとか、後継者が居ないなど、農業を継続していくには難しい問題も出てきています。しかし、人間が生きていくために必要不可欠な、衣食住の食にあたる食糧の生産に欠かせない、大切に貴重な農地を維持していくために、地区で抱える問題の違いはあると思いますが、農業委員の業務必携本の中に、農地の維持管理に取り組んでいく方法のひとつが記してありました。

それは、農業委員は、農業者の代表として地区の声を吸い上げ、

関係行政機関等へ意見として提出することも大切なことだとありました。

担当地区の声をどういう方法で吸い上げて、意見としてまとめたいけば良いのか、難しいことだとは思いますが、農業委員の活動のひとつとして、自分なりに意識して取り組んでいきたいと思っています。

皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。
※令和2年11月発行の「土岐市の農業」中、和田委員の氏名が誤っておりまして、お詫び申し上げます、訂正いたします。



土岐市の農業を少しでも

田中 伸久

土岐市農業委員会の農地利用最適化推進委員として、三年が経過しました。この役割を担う中で、

課題がどんどん増えていくことの怖さを痛感しています。

国においては、「農業振興地域」が定義され、土岐市の農業振興計画において、肥田町、妻木町、濃南地域、泉町のごく一部に「農業振興地域農用地」があります。ところが、岐阜県の基本方針には、この農業振興地域を「低・未利用地の有効利用・再開発等によって都市機能を集約して土地の高度利用を・・・」とあります。土岐市の農政担当も農業委員会もそんな状況の中で、農地利用の在り方を突き付けられ、悩みながら業務に当たっています。せめて、農振農用地だけでも農地として利用し、農地を活かして、食糧自給率の向上に役立てたいものです。

市民の皆さんのお知恵と、食糧自給率の向上のために、お力添えをお願いいたします。



「土岐市の農業」は、土岐市ホームページ内の下記アドレスから、
<http://www.city.toki.lg.jp/shisei/soshiki/kezaikankyo/nogyo/>でご覧いただけます

人・農地プランの

実質化について

○「人・農地プラン」とは

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

平成二十四年度から国（農林水産省）が事業をスタートさせた「人・農地プラン」は、地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、五年後、十年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づきとりまとめるプラン（計画）です。

プランのとりまとめ役は市町村で、地域の農業の担い手（農地の引き受け手）を「地域の中心となる経営体」と呼び、農地の集積計画や利用図を作成し、地域の将来的な農地利用の「設計図」を描くものとなっている。土岐市においては平成二十六年に濃南地区において計画を策定し、公表しました。

○「人・農地プラン」の

実質化に向けて

農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正され、今後、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区など地域のコーディネーター役を担う組織と農地中間管理機構が一体となって推進する体制を作り、人・農地プランを核に農地の利用集積・集約化を一体的に推進していくことになりました。

令和二年度において、人・農地プランの実質化の取組を進めるアンケートを実施しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域での話し合いは令和三年度に延期を行うことを予定していますので、ご協力をお願いします。

この紙面のお問い合わせ先

土岐市農業委員会事務局

TEL: (0572) 54-1111
FAX: (0572) 54-0210

全国の農地情報がインターネットでみられます。

農業委員会が整備している農地台帳及び農地に関する地図の情報について、農地法に基づきインターネット上で公表しています。

【全国農地ナビ】 <https://www.ais-ac.jp/>



農地の管理をお願いします。

荒れている農地については、農業委員会から、農地法に基づき今後の利用を促す通知をさせていただきます。草刈り等がされていないと、近隣の農作業に支障が出てしまうことがありますので、農地の適切な管理へのご協力をお願いします。

どうしても管理が難しい農地については、農地中間管理機構への登録や、農業者への斡旋など、農業委員会でご相談を承っておりますのでお問合せ下さい。

農地中間管理事業を活用しよう。

- 農地を借りたい人 「借受希望者の募集」 に応募
- 農地を貸したい人 原則十年以上の貸付となります。
- メリット

農地中間管理機構を通じて農地の貸借することで、借り手は農地の集積・集約化ができ、貸し手は機構集積協力金や固定資産税の軽減の対象になります。（交付要件等有）